

岩手県告示第41号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第307号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和7年1月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 栗駒山周辺（一関市及び秋田県湯沢市から同県雄勝郡東成瀬村まで）
- 2 実施した期間 令和6年5月13日から同年12月20日まで
- 3 実施した公共測量の種類 航空レーザ測量（地図情報レベル1000）